

## 静岡県立大学短期大学部研究紀要に関する細則

平成 21 年 7 月 1 日 細則第 40 号

改正 平成 23 年 1 月 11 日

平成 26 年 1 月 29 日

平成 29 年 7 月 20 日

令和 5 年 1 月 19 日

(目的)

第 1 条 本学における学術研究（調査などを含む。）の成果を発表するために、静岡県立大学短期大学部研究紀要（以下「紀要」という。）を刊行する。

(原稿の種別)

第 2 条 紀要に掲載する研究成果は、次のものとする。

- (1) 未発表（口頭発表を除く。）の研究論文、調査報告、短報など
- (2) 総説、資料など
- (3) 発行年度 12 月末までの 1 年間の研究成果で、紀要以外に発表したものの一覧
- (4) その他図書館・紀要委員会（以下「委員会」という。）が掲載の必要を認めたもの

(投稿者の資格)

第 3 条 紀要に研究成果を発表する資格を有する者は、次の者とする。ただし、本学専任教員との共同執筆の場合はこの限りではない。

- (1) 本学の専任教員
- (2) その他委員会で認められた者

(刊行)

第 4 条 冊子号は作成せず、Web 号のみとする。

(原稿の作成)

第 5 条 原稿は、別に定める執筆要領を基本として作成し、完成された投稿原稿を PDF ファイル形式で提出する。

- (1) 委員会は、執筆者に原稿の加除修正を求めることができる。

(原稿の受理)

第 6 条 紀要の原稿の受理は、次のとおりとする。

- (1) 原稿の受理は、図書館・紀要委員会委員長が総括する。
- (2) 受理日付を記載する。
- (3) 原稿の掲載順は、原稿受理順とする。
- (4) 当年度の 12 月末までの受理原稿を、当年度号とする。

(削除)

第 7 条 Web 公開された著作に公開を継続しがたい事由が生じたときは、委員会は当該著作を削除し、又は他の機関に対し当該著作の削除を請求できる。

(倫理的配慮)

第8条 人及び動物を対象とした研究については、倫理的に配慮した旨を本文中に明記しなければならない。

(著作権)

第9条 掲載論文の著作権は、著者に帰属する。ただし、著者は、静岡県立大学短期大学部が投稿論文をWeb上で公開することを許諾する。

2 当該論文等に第三者の著作物が含まれている場合は、著者が事前にその著作権に係る処理を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成21年7月1日から施行する。

(静岡県立大学短期大学部研究紀要規程に関する細則の廃止)

2 静岡県立大学短期大学部研究紀要規程に関する細則(平成19年4月1日 細則第53号)は、廃止する。

(原稿の受理の特例)

3 第6条第4号の規定にかかわらず、令和4年度については、令和5年3月末までの受理原稿を当年度号とする。

4 令和5年4月1日以降、当分の間、原稿の受理を休止する。

附 則

この細則は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年1月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年1月19日から施行する。